平成２９年（フ）第３９号
愛知県一宮市篭屋４丁目１番15号
破産者　タカヒロテキスタイル株式会社
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３５１号
兵庫県姫路市西脇1059番地の２
破産者　富士スチール工業株式会社
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１８８０号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東２丁目１番27―701号　アムール長者原駅前
破産者　庄山　　聡
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１７号
福岡市南区大橋１―11―６―502　原口方、住民票上の住所福岡市西区生松台１丁目31番３号
破産者　藤野　英治
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９９号
福岡市中央区那の川２丁目５番12―906号
破産者　林田　　徹
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲846番地１　メゾンレイディアントＢ101号、前住所福岡県糟屋郡篠栗町大字高田499番地１ベンタナヒルズ篠栗16―308号
破産者　田中　　宏
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０３２号
福岡県春日市昇町５丁目15番地　エバーライフ春日403号
破産者　阿比留明彦
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８０３号
宮城県塩竈市字伊保石２番地349
破産者　小島　茂子
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
仙台市宮城野区新田東２丁目３番地の９　新田東市営住宅108
破産者　嶋田　雅子
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
兵庫県姫路市東辻井１丁目３番19号、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田１丁目10番地
破産者　東田　任人
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４１号
兵庫県姫路市東辻井１丁目３番19号、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田１丁目10番地
破産者　東田　　泉
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２号
兵庫県姫路市東辻井１丁目３番19号、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田１丁目10番地
破産者　東田　　功
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４１８号
広島市佐伯区河内南２丁目19番26号
破産者　近藤　里美
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３４号
福岡市博多区井相田２丁目６番５―205号
破産者　清田　慶助
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７０３号
横浜市港北区日吉５丁目21番23号　グレイスコート日吉102
破産者　福井　修己
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１３８８号
福岡市南区向野２―24―８―405、住民票上の住所福岡県朝倉市杷木寒水35番地１
破産者　熊谷　隆夫
1　破産債権の届出期間　平成30年１月15日まで
2　一般調査期日　平成30年２月15日午前10時
平成29年12月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９３８号
福岡県大野城市白木原１丁目12番13―1413号　ライオンズマンション春日公園
破産者　中村　栄志
1　破産債権の届出期間　平成30年１月５日まで
2　一般調査期日　平成30年２月６日午後２時
平成29年12月６日
福岡地方裁判所第４民事部